

司法書士制度150周年を迎えて

司法書士制度は、皆様に支えられ、本年8月3日、150周年を迎えました。

明治5年8月3日、わが国最初の裁判所構成法ともいうべき「司法職務定制」において、裁判所提出書類の作成を担う職制として誕生した「代書人」は、その後「司法代書人」、「司法書士」と改称されて今日に至りますが、業務の内容も、裁判所提出書類の作成業務のほか、登記・供託手続の代理業務、いわゆる簡裁訴訟代理等関係業務、成年後見、財産管理業務等、時代の要請とともに変化を遂げてまいりました。

150年という長きにわたり、司法書士が存在し続けることができたのは、変化する時代とともに、身近なぐらしの法律家として、皆様が求める法的需要に真摯に向き合い、誠実に対応させて頂いてきたことの積み重ねの結果であると受け止めています。

令和2年8月1日に施行された改正司法書士法では、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と、司法書士の使命が明定されました。様々な問題を抱える現代社会において、司法書士への期待は益々広がり、果たすべき役割は今後さらに多岐にわたって行くことでしょう。

長野県司法書士会会員一同は、150年の節目にあたり、身近なぐらしの法律家であることを改めて自覚するとともに、より一層の自己研鑽に励み、倫理観を陶冶し、与えられた使命を果たすべく、これからも皆様と共に歩み続けることをここに宣誓します。

令和4年8月3日

長野県司法書士会

会長 丸 山 孝 一